

豊島区広報

区議会特集号

昭和42年4月25日 第9号
編集 豊島区会務局
発行 豊島区民部
区民課広報係
電話 (981) 1111

昭和42年度予算は原案どおり

議員提出の意見書を議決

昭和42年度予算を決める第二回定期区議会は、2月21日招集開会され会期を18日間と定めたのち会議にはいり、区長提案による議案14件のうち条例7件、都有財産受領の2件及び昭和41年度補正予算1件をそれぞれ担当常任委員会に審査を付託、なお昭和42年度予算4件は23名よりなる予算特別委員に審査を付託されました。

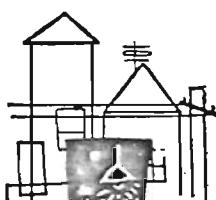
定期会最終日の3月10日は審査を付託された各委員長よりそれぞれ審査結果が報告され、いづれも原案どおり議決されました。

なお昭和41年度及び42年度の補正予算が追加上程され、本会議休憩中に委員会を開き審査しましたが、再開後いづれも原案どおり議決されました。

このほか議員提出にかかる3件の意見書（別掲）が議決され関係方面に提出されることに決せられました。

可決した議案

- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 婦人相談員及び家庭奉仕員の報酬を改訂するもの
- 社会教育に従事する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改訂する条例
- 東京都豊島区立厚生公会館条例の一部を改正する条例
- 近く完成する第五出張所に新しく併設される日白厚生公会館を条例の中に加えるものです
- 東京都豊島区立保育所条例の一部を改正する条例
- 近く開設される駒込及び西巢鴨保育園を条例の中に加えるもの
- 東京都豊島区役所の出張所設置に関する条例の一部を改訂する
- 駒込五丁目に新設される第十一出張所と池袋一丁目に新設される社会福祉の増進に資するため、来たる六月高田二丁目開設予定の高田児童館の設立
- 東京都豊島区児童館条例
- 児童の健全な育成と地域における社会福祉の増進に資するため、豊島区の開設予定の高田児童館の設立
- 東京都豊島区立公衆便所条例の一部を改訂する条例
- 東京都豊島区立公園及び児童遊園内に設置される七か所を条例の中に加えるとともに廃止された一か所を削除する
- 駒込、池袋二店舗の経費として総額四、三〇七万一千円を計上
- 駒込、池袋二店舗の経費として総額四、三〇七万一千円を計上
- 昭和四十二年度豊島区国民健康保険事業会計予算
- 昭和四十二年度豊島区一般会計歳入歳出、それぞれ十億一四六一万八千円を計上
- 昭和四十二年度豊島区一般会計歳入歳出、それぞれ十億一四六一万八千円を計上
- 小学校体育館、教室建設費及び条例改正に伴う婦人相談員家庭相談員等の報酬追加分として七一二四万二千円を追加
- 昭和四十二年度豊島区一般会計補正予算（第二号）
- 昭和四十二年度豊島区一般会計補正予算（第二号）
- 四月執行の都議会議員補欠選舉の執行経費三五三万一千円を補正



---を無償譲与を受けたもの

昭和四十一年度豊島区一般会計

補正予算（第五号）

与費の補正分一、二三〇二万円

昭和四十一年度豊島区一般会計

衆議院議員選挙費及び職員給

四月に執行される都議会議員補欠選挙準備費八八万三千円

を補正するもの

昭和四十二年度豊島区一般会計

予算額四五億三二〇四万四千円

で前年に比し四億五六六九万九千円の増である。

請

願

陳

情

◎ 採択されたもの

☆税制に関する請願（意見書付）

☆在日朝鮮公民の帰国協定無修正延長に関する請願（意見書付）

☆産休あけから幼児までの保育園設置に関する請願（意見書付）

☆豊島区にある無認可保育所に対する助成の請願

☆仲よし保育園改造について補助金支給に関する請願

☆生活保護者の年末一時金支給に関する請願

☆豊島区被爆者の会に対する補助金交付の請願

☆米軍接收借地借家についての復帰不能に基く現地払下げに関する請願

☆目白四、五丁目子供の遊び場設置のための請願

☆谷端川下水改修工事跡舗装促進に関する請願

☆谷端川丸山橋等改修工事に関する請願

☆早朝清掃労務者の年末手当支給に関する請願

☆失対事業労務者の年末手当支給に関する請願

☆維持労務者の年末手当支給に関する請願

☆日雇労務者の年末手当支給に関する請願

☆日雇労務者の作業服等支給に関する陳情

☆日雇労務者の年末手当支給に

関する陳情

☆学芸大附属小学校跡地に関する請願

☆アメリカ軍のベトナム撤廃等を要請する請願

☆税制改革についての請願12件

☆たばこ販売促進協議会に対する助成方に関する請願

☆町名変更に関する請願

☆小零細業者の融資制度に関する請願

☆保育所に関する請願

☆生活困窮者児童の義務教育費並びに卒業記念アルバム代等支給に関する請願

☆区立平和小学校の校舎改築（鉄筋校舎）並びに施設の補修についての請願

☆生活保護家庭へ林間、臨海学校等参加に際し、補助金支給に関する請願

☆道路閉鎖に対する請願

☆建設業法改悪反対についての請願11件

☆維持労務者の身分保障等に関する請願

☆日雇労務者の賃金引上げに関する請願

☆巢鴨信用金庫前地下横断歩道開設に関する請願

☆巢鴨拘置所跡地に老人ホームを設置するための請願

税制度の改善に関する意見書

税制度の改善に関しては、か

ねがね政府当局並びに、税制調査会におかれ検討されていると

正延長に関する答申が政府に対してもあります。

されましたが、この内容も納税者の大層を占める低所得階層に

とつては、未だ充分なるものと

は言えず、特に地方税に関してはなんらの改善が加えられておらないのが現状であります。

よって、関係当局におかれては、所得税の減税方策を更に推進されるとともに、住民税、事業税、固定資産税等地方税の課

税最低限の大巾なる引き上げについて、検討を加えられ、なお当面住民税の諸控除については、

四十ヶ所地居住の住民に対してもあります。

当該個所は都市計画に基づく公園用地であるとして、立退きを

要求しております。

しかし乍ら、当該個所の居住者は、もと巢鴨拘置所周辺に居住していたものを、終戦直後の

米軍占領下に同地が米軍によつて接収されることとなり、政府及び都の指示により、接收解除

よつて当局におかれては、今

日に至る経緯を充分考慮の上、当該居住者の現居住地に住む権利

がそこなわれないよう、しかる

べき方途を講ぜられ、もつて本件の円満なる解決に特段の努力

を尽されんことを強く要望いた

します。

右地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき意見書を提出いたします。

右地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき意見書を提出いたします。

右地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき意見書を提出いたしました。

これを所得税なみにする等の措置を図り、もつて小零細企業者及び低所得階層に対する税負担の軽減を講ぜられるよう切望いたします。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出いたします。

豊島区千早町にある東京都の公園用地に関する意見書

東京都は豊島区千早町一丁目四十ヶ所地居住の住民に対して当該個所は都市計画に基づく公園用地であるとして、立退きを

要求しております。

しかし乍ら、当該個所の居住者は、もと巢鴨拘置所周辺に居住していたものを、終戦直後の

米軍占領下に同地が米軍によつて接収されることとなり、政府及び都の指示により、接收解除

よつて当局におかれては、今

日に至る経緯を充分考慮の上、当該居住者の現居住地に住む権利

がそこなわれないよう、しかる

べき方途を講ぜられ、もつて本件の円満なる解決に特段の努力

を尽されんことを強く要望いた

します。

右地方自治法第九十九条第二項の規定に基づき意見書を提出いたしました。

この際は、都當局は借地借家人に對して何らの措置も講ぜず、接収地を一方的に地主に返還してしまったということは誠に遺憾とするものであります。

しかし、昭和27年接収解除の際に、都當局は借地借家人に對して何らの措置も講ぜず、接収地を一方的に地主に返還してしまったこととあります。

かかるに、昭和27年接収解除の際に、都當局は借地借家人に對して何らの措置も講ぜず、接収地を一方的に地主に返還してしまったこととあります。

この際は、都當局は借地借家人に對して何らの措置も講ぜず、接収地を一方的に地主に返還してしまったこととあります。

この際は、都當局は借地借家人に對して何らの措置も講ぜず、接収地を一方的に地主に返還してしまったこととあります。